国立大学法人愛媛大学における企業広告及びネーミングライツ事業に関する基本方針

令和８年９月１６日
学　長　裁　定

１．目的

この基本方針は、国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）において、企業その他の団体による広告（以下「企業広告」という。）及びネーミングライツ事業を適切に実施するための基本的な考え方を示し、大学の公共性、中立性、教育研究環境及び学修環境を損なうことなく、適正な情報発信と大学資産の活用を図ることを目的とする。

２．対象

本方針の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1)本学が保有する媒体・資産を活用した企業広告（具体的には、デジタルサイネージ、看板、掲示物、印刷物、ウェブ媒体等を通じて行うもの）

(2)本学の施設等に愛称等を付与するネーミングライツ事業

３．基本的考え方

本学における企業広告及びネーミングライツ事業は、次の各号に掲げる観点を考慮し、適切に実施するものとする。

(1) 内容の正確性・公平性
- 情報が事実に基づき、誤解を招かない内容となっていること。
- 特定の立場に偏らず、公平な視点に基づき記載されていること。

(2) 表現の倫理性
- 差別的又は偏見的な表現を含まないこと。
- 学内外の多様な立場を尊重した表現になっていること。

(3) 著作権・肖像権・個人情報の適切な取扱い
- 使用する画像・映像・文章その他の著作物について、権利処理が適切に行われていること。
- 個人情報の取扱いが法令・学内規程を遵守していること。

(4) 大学のブランドイメージとの整合性
- 大学の理念及び使命に照らし、適切な内容であること。
- 教育研究機関としての信頼性を損なうおそれがないこと。
- 商業的な要素が過度でなく、大学の公共性と調和していること。
- 広告が大学の中立性を損なうおそれがないこと。

(5) 景観・キャンパス環境への配慮
- 掲示、設置場所及びデザインが、大学の景観や雰囲気を損なうおそれがないこと。
- 学生、教職員及び地域住民の学修環境を妨げるおそれがないこと。

(6) 反社会的勢力の排除
- 反社会的勢力との関係を有しないこと。

４．審査

企業広告及びネーミングライツの提案については、本方針に基づき、広告審査委員会において内容の適正性を審査し、その結果を学長に報告の上、実施の可否を判断するものとする。

５．実施

学長から実施を認められたものについては、必要な契約手続きを行い実施する。契約期間、条件及び対価の取扱いその他必要な事項は、媒体又は事業の性質に応じて定める。

附　則

1　この基本方針は、 令和８年９月１６日から施行する。

2　国立大学法人愛媛大学における民間企業等の広告掲載にかかる基本方針（令和２年２月１９日学長裁定）は廃止する。